マイナンバーカードを利用して
高齢者等のタクシー料金を助成する

タクシー活用事業

（愛称：くわまるタクシー）

サービスを受けるには事前に利用登録が必要です。

令和7年度　各支所　出張受付のご案内！

伊勢崎市に住民登録している方で
A　B　Cのどれか一つに該当すれば利用登録できます。

A・・・75歳以上
B・・・65歳以上75歳未満で運転免許がない
C・・・障害者手帳を持っている(※一部条件あり)

※Cの場合、次の方は登録できません
・福祉有償運送登録のある方
・身体障害者が運転しようとする自動車の改造費補助を受けた方で、その車両を所有している方
・介護用車両購入費補助又は改造費補助を受けた車両で移動が可能な方
・自動車税、軽自動車税の減免を受けた車両で移動が可能な方

【受付日程】
毎月第１週目の
月曜日　赤堀支所
水曜日　あずま支所
金曜日　境支所

（※）第1週目が祝日等の場合は第2週目に行います。

【受付時間】
各支所
９：３０～１６：００

赤堀支所（第１月曜日）

令和7年
8月4日　9月1日　10月6日
11月10日(※)　12月1日
令和8年
1月5日　2月2日　3月2日

あずま支所（第１水曜日）

令和7年
8月6日　9月3日　10月1日
11月5日　12月3日
令和8年
1月7日　2月4日　3月4日

境支所（第１金曜日）

令和7年
8月1日　9月5日　10月3日
11月7日　12月5日
令和8年
1月9日(※)　2月6日　3月6日

★代理人による申請ができます。
下記のほかに「委任状」と「代理人の本人確認書類」が必要です。

【申請の際に必要なもの】

●マイナンバーカードをタクシー券とする場合

・AまたはBに該当する方…**マイナンバーカード**
・Cに該当する方…**マイナンバーカードと障害者手帳**

＊72回分の電子利用券をマイナンバーカードの中に記録します
＊マイナンバーカードには有効期限があります。期限内は72回分を自動更新で付与します
＊登録申請の時だけマイナンバーカード交付時に設定した4桁の暗証番号が必要です

●紙のタクシー券を希望する場合

・AまたはBに該当する方…**顔写真付き身分証明書1点**
（マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・障害者手帳など）
顔写真のない身分証明書の場合は2点
（各種医療費受給資格者証、介護保険証、年金手帳、年金証書など）

・Cに該当する方…**障害者手帳**(顔写真が付いていない場合は、各種医療費受給資格者証などもう1点)

＊72枚の紙の利用券(回数券)を交付します
＊毎年度窓口での申請手続きが必要です
＊紛失した場合は再交付できません

裏面あります

サービスが利用できるタクシー会社

ジー･エス･ビータクシー㈱	〔赤堀鹿島町〕	0120-973-985
尾島自動車㈱ 伊勢崎営業所	〔緑町〕	0270-25-6111
境町営業所	〔境〕	0270-74-0412
十王自動車㈱	〔末広町〕	0270-25-2460
伊勢崎タクシー㈱	〔本町〕	0270-25-6789
つばめタクシー㈱	〔大手町〕	0270-25-2002

タクシーの助成割合

区分	タクシー料金	市助成割合
A	600 円（初乗り）以上 3,000 円未満	半額
B	3,000 円以上 3,500 円未満	4 割
C	3,500 円以上 4,000 円未満	3 割
D	4,000 円以上 4,500 円未満	2 割
E	4,500 円以上	1 割

迎車回送料金は、遠くから呼んでも初乗り料金を限度額としているため **一律６００円**です。

※タクシー料金区分が E の場合･･･市の助成割合の 1 割の上限は 1,500 円

※タクシー料金とは･･･運賃および迎車回送料金の合計、並びにタクシー協会割引サービス適用後の金額

サービス利用条件

- **乗車時間が、午前 7 時から午後 7 時であること**
- **乗車、降車場所のいずれかが伊勢崎市内であること**

くわまるタクシーの利用方法

電話でタクシー会社に
連絡をする

タクシーに乗ったら出発前に
利用登録が済んでいる
マイナンバーカードを
運転手に提示する

目的地に着いたら
割引後の料金を支払う

※紙のタクシー券の場合は運転手に 1 枚券を渡す

問い合わせ

伊勢崎市都市計画部交通政策課（市役所本館 5 階）
〒372-8501
伊勢崎市今泉町二丁目 410 番地
TEL 0270-27-2734　FAX 0270-23-0601
E メール koutuu@city.isesaki.lg.jp